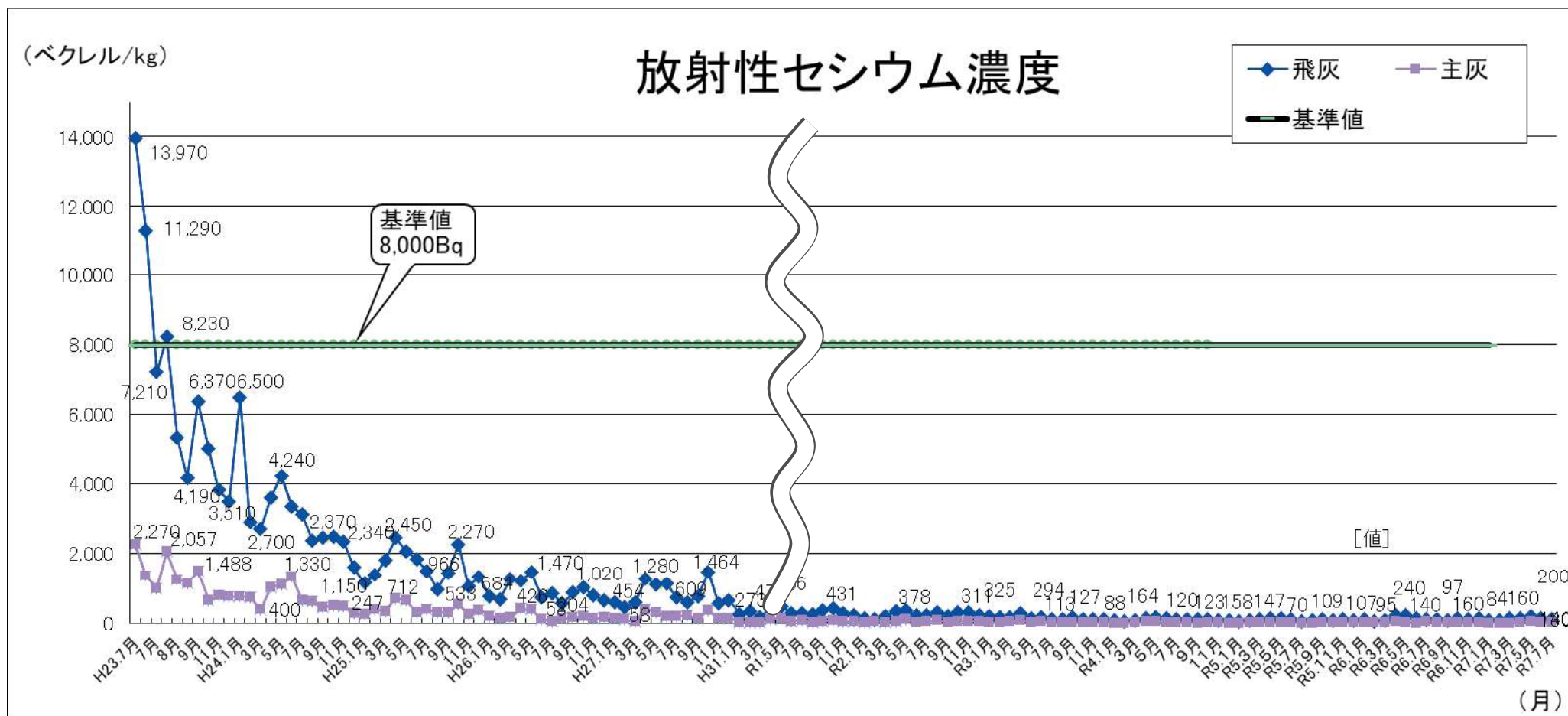


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



（ベクレル）

R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主灰	49	52	41	33	—	—	—	—	—	—	—	—
飛灰	150	200	140	130	—	—	—	—	—	—	—	—

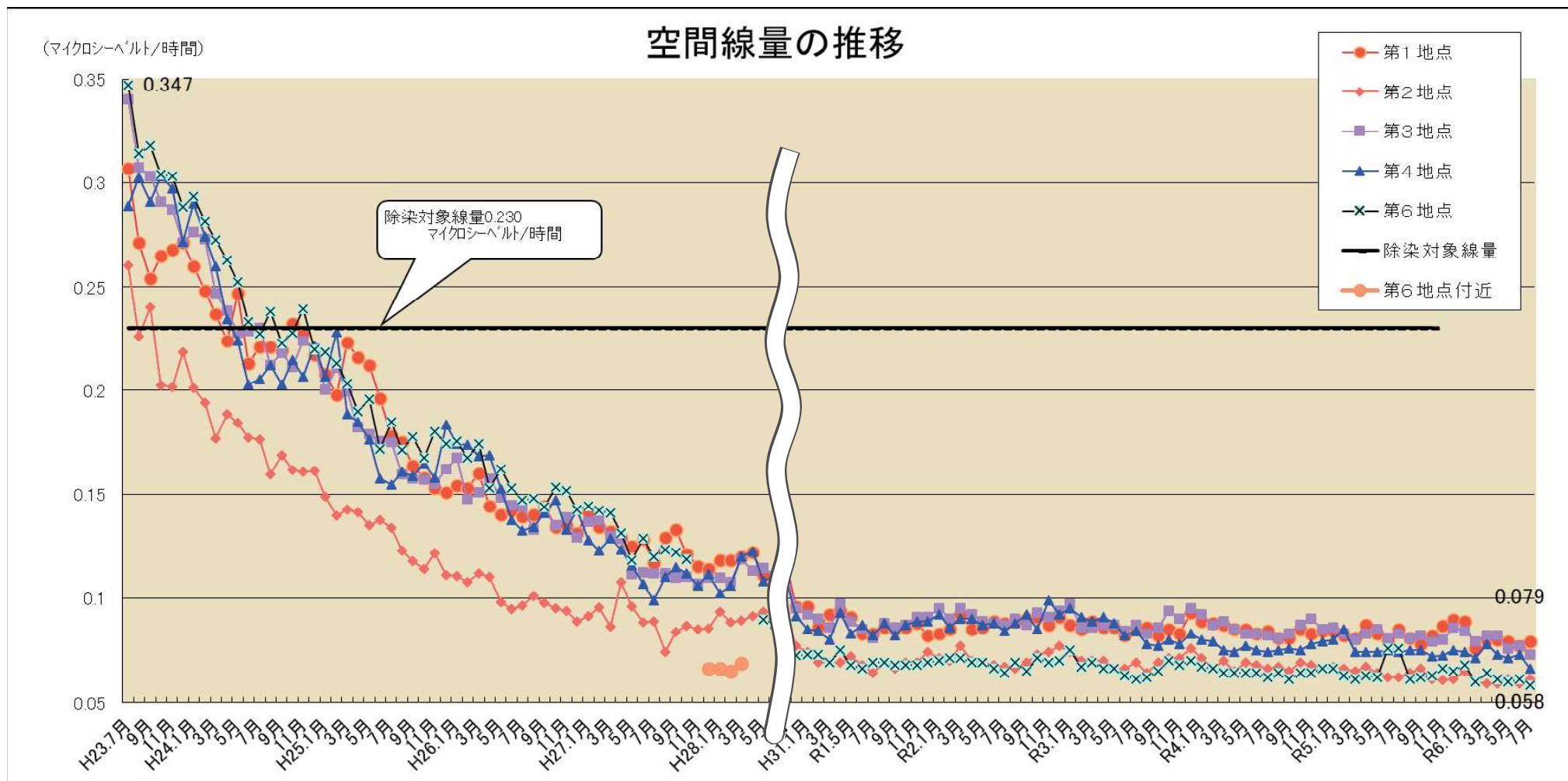
- ・ 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和 7 年 4 月	3 号炉	ろ紙部	不検出	2（134 又は 137）
		ドレン部	不検出	同上
令和 7 年 5 月	1 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和 7 年 6 月	2 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和 7 年 7 月	2 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

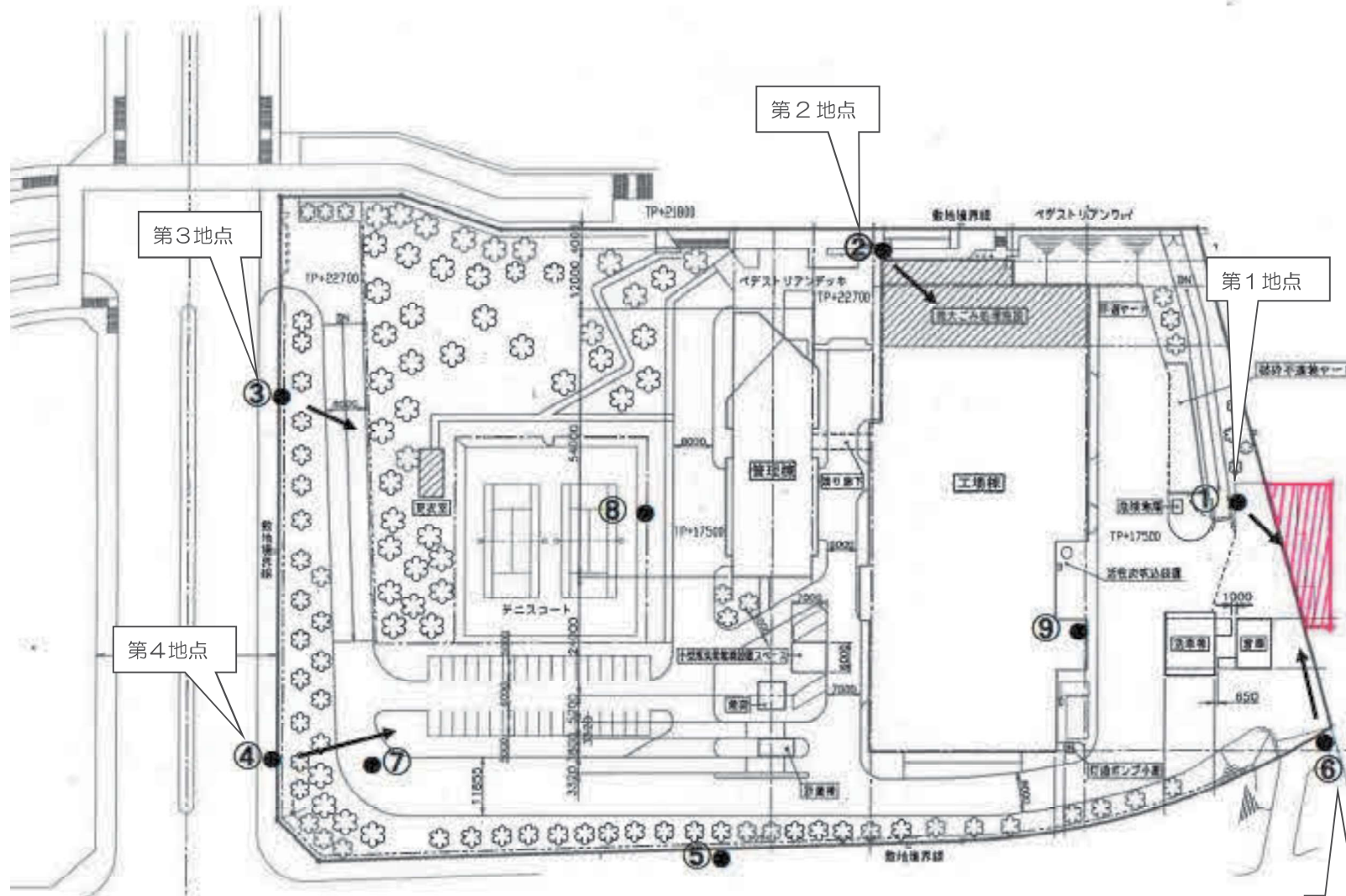
- ・敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最高値	0.083 (3)	0.076 (5)	0.075 (5)	0.079 (4)	—	—	—	—	—	—	—	—
最低値	0.059 (3)	0.057 (5)	0.055 (5)	0.057 (4)	—	—	—	—	—	—	—	—

※指定廃棄物（飛灰）の
保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）
を超えた飛灰（平成 23
年 7 月、8 月発生の指定
廃棄物）は 130 t あり、
令和元年度にドラム缶
（252 缶）をフレコンバ
ックに梱包し、既存のフ
レコンバック（120 袋）
と一緒に、一時保管して
います。この指定廃棄物
は国が処分するもので
す。



【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年 1 回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和7年度：7月末現在）

令和7年度計画処理量	埋 立 量
5,441 t／年	• 4月474 t • 5月496 t • 6月553 t • 7月454 t 計 1,977 t 埋立率 30.74%

資料 3

○令和 7 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 7 年 8 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事（R6.2 月契約）
- ・（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2 月契約）
- ・環境影響評価 令和 7 年 4 月～令和 1 0 年 3 月
（工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉じん等の調査）
- ・ごみ焼却場の都市計画決定（変更）の公告 令和 6 年 1 0 月 1 日（手続き完了）
- ・ごみ焼却場の都市計画決定事業認可取得 令和 7 年 4 月 4 日（手続き完了）

2. アクセス道路について

- ・道路工事 6 月 2 7 日契約（3 月完了予定）

4. 地域振興策について

- ・基本設計（導入機能・規模、配置計画など）1 1 月上旬契約予定

5. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月契約
- ・設計業務（6 工区）、工事施工（5 工区）：（3 月完了予定）

6. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月契約
- ・下水道実施設計（3 月完了予定）

7. 用地管理業務

- ・地域振興策用地草刈（第 1 回）：6 月契約・完了
（第 2 回）：9 月予定

令和7年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

(令和7年8月末時点)

[illegible]

ICC-議題-20250906

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は

このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか？

2.(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。

過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0100
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0100
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0100
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0100
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか？

4. 会議録の作成のさらなる効率化を求めている。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。
改善策としてワードWordの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

5. 個人情報の漏洩の件

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinyouhou-rouei-.html>)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差し替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。
注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか？

6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。

次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。
2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。
協定書の全貌がわかるようにすべきである。
今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、
組合の管理者が 藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？
レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。
に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。

8. 2024年12月27日の火災に関して

- (1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
- (2)火災による影響と対応状況はいかがか？
- (3)消防署の見解は出たのでしょうか？

9. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の 表-2) ①排出ガス測定 の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。

10.6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する

態度が見られないことは大きな問題である(八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった)。管理者から明確な説明を求める。

1 1. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円) 消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更された。

減量効果は見られたか？

分析結果はいかがか？

1 2. 放射性物質で、

組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html>)に掲載されている焼却灰放射エネルギー測定結果(主灰・飛灰)の測定結果への質問への回答で、誤りを認め、ホームページの表記が訂正されたけれども、令和3年から令和5年の訂正が抜けているのは、いかなる理由か

組合ホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」で、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年度分が掲出されているが、データは訂正されているのでしょうか？訂正済みであれば閲覧者に訂正版であることがわかるように表示されていますか？

への回答で、検討するとのことであるが、いかがか？

1 3. 表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の測定値「0」は正しいのか？という質問に対する回答は、新たな表記にするという提案であり、そうすべきであると思うので、速やかに対応をお願いしたい。「検出下限値」の数値が規定されておらず、表示も「検出下限未満」となっており、矛盾している。早急に改善すべきである。

1 4. 表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況に関して

(1)1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。

1 5. 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して

(1)作成日、ホームページでの掲出日は？への回答があったが、遅いのではないのでしょうか？

1 6. 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して

(1)6.と7.の結果確認の実施状況は？明確な説明を求める。

1 7. 落じん灰に関して

(1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。への回答があったが、年度ごとの結果を教授されたい。

1 8. ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して

組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。

1 9. 添付データに関して

(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。

2 0. 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して

(1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しない。お知らせにはNEWを入れるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきと思う。

令和 7 年度第 2 回印西クリーンセンター環境委員会での 〇〇 の質問

1. 火災対策

昨年(令和 6)年の 12 月 27 日(金)に印西クリーンセンターでは、リチウムイオン電池が原因と思われる火災が発生しました。

その後の状況を教えてください。

- ① 火災の原因について消防所の見解は出ましたか？
- ② 前回の環境委員会で、この火災で組合の損害は、5 月まで、832,569,100 との報告を受けました。印西クリーンセンターの火災事故に関する令和 7 年度の損害費用は、不燃ごみ、粗大ごみに関するもので、5,000 万円を暫定計上したと 3 月 29 日の広報に載っておりました。

前回の報告では、令和 7 年度の 5 月までの不燃ごみ、粗大ごみの損害は、13,498,481 円でした。今後も損害が続くということですか？不燃ごみ、粗大ごみの損害が発生しないのはいつ頃ですか？

2. 今年 10 月 1 日から始まる製品プラスチックの回収について

国は国際的取り決めで、海に漂うマイクロプラスチックを減らすために、令和 6 年度「プラスチック資源循環法」を立ち上げました。その目的は人間が作り上げたプラスチックは、腐敗などにより消滅せず、海に流れ出ると、波や紫外線等により細分化され 5mm 以下のマイクロプラスチックになり海に漂います。その量は年々増え続け、2050 年には魚の量と同じくらいになると言われています。それを魚等が食べ食物連鎖により人間が食べることになります。それを防止するのが、「プラスチック資源循環法」です。

そこで、今まで一般廃棄物の焼却施設で燃やしていたプラスチックのうち製品プラスチックを燃やさずに回収し、容器包装プラスチックと一緒に処理しようというのがこの法律の目的です。当面の目標として、組合は、「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和 10 年までに約 40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和 10 年までに 70%減らす」という目標を掲げました。前回の環境委員会では組合から令和 7 年度後期で落札した事業者は、プラスチック製のパレットや再生プラスチック製品の原料にすると報告されました。

そこで、質問します。

- ① 製品プラスチックの回収量を環境委員会でも毎回報告されますか？
- ② 燃やすごみに含まれる製品プラスチックが少なくなれば、当然燃やすごみの低位発熱量も低下します。燃えるごみが燃えにくくなりませんか？
- ③ 梱包用の緩衝材(プチプチ)は燃えるごみでしょうか。
- ④ 国は、2050 年度までに CO2 を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を掲げています、将来化石燃料を使わず、植物由来の再生可能な燃料やプラスチックを使うことになると言われていています。新印西クリーンセンターでその対策を検討していますか？

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和7年度第2回環境委員会）

質 問 事 項	回 答
1. 指定廃棄物の件 (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか。	1 (1) 指定廃棄物については特に進展はありません。当分の間、現地にて保管することと見込んでいます。
2. (1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表ー7)排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に。 「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。 経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。 これは、不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表ー8,9,10)(抜粋)を添付します。 への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。 7. 協定書の整理項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。	2 (1) 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法である JIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。 記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。 ※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。 経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することになりました。

3. 住宅民泊事業者(民泊)の件 「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。(印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している。) 住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか。	3 a)千葉県ホームページ等により把握しております。 b)住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。 表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。 千葉県のホームページ「市町村対応(民泊)」としてページを掲載しております。
4. 会議録の作成の更なる効率化を求めている。 従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。 改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。	4 現在、現状の方法が一番早いものと考えています。 しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があったときは、教えていただければと思います。
5. 個人情報の漏洩の件 組合ホームページの「個人情報の漏洩について」(http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinzyouhou-rouei-.html)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。 注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか。	5 組合のホームページの「個人情報の漏洩について」は、組合ホームページのトップページには掲載されていないことを確認しました。 また、注意書きの対応は年度末までに完了しており、組合ホームページの委員会だよりの3)環境委員会報告と4)環境委員会開催予定の間に、「※個人情報の漏洩についてお詫び」を記載しております。
6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。 次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。	6 次期中間処理施設整備事業の費用対効果分析については、公表等に向け、確認作業を進めています。確認が済みましたら、ホームページで公開いたします。

7. 協定書の整理について 「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。 今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定書の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。	7 委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。 また、管理者への環境委員会と協議書に関するレクチャーにつきまして、6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。
8.2024年12月27日の火災に関して (1) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。 (2) 火災による影響と対応状況はいかがか。 (3) 消防署の見解は出たのでしょうか。	8 (1) 令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時46分に、鎮火となりました。 当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。 (2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、(株)カツタ(ひたちなか市)に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。 (3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破碎機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No.2破碎物搬送コンベアからNo.1破碎物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したものとのことでした。

9. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2)①排ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になり得るものではなく正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。	9 ガス状0. 11、粒子状0. 0011、合計0. 11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ. 濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出ごとに変動する場合がありますでしたが、これまでの定量下限値は一定の値としてガス状0. 11、粒子状0. 0011として示していました。正確には測定の都度変動する場合がありますので、例として水銀(ガス状)がND の場合にはND(0. 11)の記述とします。 次回報告分より変更を予定します。
10. 6月に搬入された八千代市の廃棄物データの記載が見られないのは、どのような理由によるものか。協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である(八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。)管理者から明確な説明を求める。	10 八千代市からの搬入量につきましては、6月16日から6月23日に合計271,800kgとなっています。 協定につきましては、第4条にやむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議することとなっております。八千代市からは5月下旬に故障に伴い船橋市に処理を予定しており、その手続き方法(組合が年末に船橋市へ依頼している)について問い合わせがありました。その後八千代市と船橋市の協議の中で組合への処理が発生する見込みがあり協議を進めていたところ八千代市が組合への処理を判断し6月13日(金)に処理を依頼してきたものです。組合では、急ではありましたが受入れが必要と判断し週明けの6月16日(月)に自治会側委員代表者に報告後受入れをいたしました。委員の皆さんへは委員会で報告することとなりました。 また、協定書第4条の報告、協議につきましては、今後も様々なことが予想されますので、まずは、自治会側委員代表者に連絡し、その後委員の皆様へ電話またはメールなどで協議させて頂こうと考えています。 なお、新たな方法が決まるまでの間につきましては、自治会側委員代表者との連絡により、その時点での最良の方法で進めていきます。
11. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円)消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更された。	11 事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定しており、令和6年10月から令和7年3月までの前年同月比を比較すると、令和6年分実績6,354tに対

減量効果は見られたか。分析結果はいかがか。	し、令和5年分実績6,701tと、料金改正の影響であるかは不明ですが、約347tの減量となっています。新たに令和7年4月から7月と前年同月比を比較すると令和7年分実績は4,457tに対して令和6年分実績は4,549tと97tの減となり、料金改定の影響は不明であります但事業系廃棄物は減量となっています。					
12.放射性物質で 組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果」(http://www.inkan-jk.or.jp-green/23-01-houshanou-2-.html) に掲載されている焼却灰放射エネルギー測定結果(主灰・飛灰)の測定結果への質問への回答で、誤りを認め、ホームページの表記が訂正されたけれども、令和3年から令和5年の訂正が抜けているのは、いかなる理由か。 組合ホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」で、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年度分が掲出されているが、データは訂正されているのでしょうか。訂正済みであれば閲覧者に訂正済みであることがわかるように表示されていますか。への回答で、検討するとのことであるが、いかがか。	12 組合ホームページの「環境委員会だより」にあります「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」は変更しています。閲覧者に訂正がわかるようにホームページ内で報告しております。					
13. 表-2)②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の測定値「0」は正しいのか。という質問に対する回答は、新たな表記にするという提案であり、そうすべきであると思うので、速やかに対応をお願いしたい。「検出下限値」の数値が規定されておらず表示も「検出下限未満」となっており、矛盾している。早急に改善すべきである。	13 ご指摘のとおり、ダイオキシン類につきましては検出下限値の規定がされていません。次回報告分より下記のように変更予定です。 <table border="1"><tr><td rowspan="2">3号炉</td><td>測定日</td><td>R7.6.12</td></tr><tr><td>測定値</td><td>0※</td></tr></table> ※毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0として算出した。	3号炉	測定日	R7.6.12	測定値	0※
3号炉	測定日		R7.6.12			
	測定値	0※				
14. 表-1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況に関して (1) 1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。	14 操炉計画(1号炉4月:0日、5月:24日)、操炉結果(1号炉4月:18日、5月:14日)となります。 操炉については、暫定的な炉の運用による計画を立てています。直近である前月末にごみの搬入量実績、ごみピットのレベル、各炉の状況等を考慮して、操炉計画としています。					

15.令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して (1)作成日、ホームページでの掲出日は？への回答があったが、遅いのではないのでしょうか。	15 (1) 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関しまして、令和7年4月1日に作成及び告示していますが、組合ホームページへの掲出手続等により4月14日となったもので、掲出が遅くなってしまったことにつきましては、申し訳ございませんでした。														
16.印西クリーンセンターの維持管理に関する計画に関して (1)6. と7. の結果確認の実施状況は、明確な説明を求める。	16 (1) 炉の温度上昇、下降については、レンガ及び耐火物をいためないよう、また、排ガスに悪影響がでないように、上昇曲線、下降曲線に沿って温度管理を行っています。 例えば、昇温では点火からごみ投入までは、24時間かかります。降温では、平温に戻るまでは、2日程度かかります。														
17.落じん灰に関して (1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。への回答があったが、年度ごとに結果を教授されたい。	17 <table border="0"> <tr> <td>平成30年度搬出量34.34t、売却額</td> <td>296, 696円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度搬出量38.09t、売却額</td> <td>333, 452円</td> </tr> <tr> <td>令和 2年度搬出量46.50t、売却額</td> <td>409, 200円</td> </tr> <tr> <td>令和 3年度搬出量55.14t、売却額</td> <td>606, 540円</td> </tr> <tr> <td>令和 4年度搬出量63.18t、売却額</td> <td>1, 042, 435 円</td> </tr> <tr> <td>令和 5年度搬出量64.09t、売却額</td> <td>1, 621, 477 円</td> </tr> <tr> <td>令和 6年度搬出量59.37t、売却額</td> <td>1, 898, 710 円</td> </tr> </table>	平成30年度搬出量34.34t、売却額	296, 696円	平成31年度搬出量38.09t、売却額	333, 452円	令和 2年度搬出量46.50t、売却額	409, 200円	令和 3年度搬出量55.14t、売却額	606, 540円	令和 4年度搬出量63.18t、売却額	1, 042, 435 円	令和 5年度搬出量64.09t、売却額	1, 621, 477 円	令和 6年度搬出量59.37t、売却額	1, 898, 710 円
平成30年度搬出量34.34t、売却額	296, 696円														
平成31年度搬出量38.09t、売却額	333, 452円														
令和 2年度搬出量46.50t、売却額	409, 200円														
令和 3年度搬出量55.14t、売却額	606, 540円														
令和 4年度搬出量63.18t、売却額	1, 042, 435 円														
令和 5年度搬出量64.09t、売却額	1, 621, 477 円														
令和 6年度搬出量59.37t、売却額	1, 898, 710 円														
18.ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して 組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する。)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。	18 近日中に直近5年分(令和2年度から令和6年度)のデータを組合ホームページに公開予定です。														

19.添付データに関して (1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。	19 (1) 印西市一般廃棄物処理概要は、一般廃棄物の処理経緯、可燃ごみの組成分析結果、資源化事業、施設・許可業者、その他市で行っている不法投棄防止事業などについてまとめたものになります。
20.組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して (1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しない。お知らせにはNEWを入れるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきと思う。	20 (1) 更新しましたら、NEW と表示するようにします。 「環境委員会だより」の NEW につきましては、トップページの「環境委員会だより」と「環境委員会だより」から入った3)環境委員会報告に NEW と入るようにします。「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」はトップページに NEW と入るようにします。
21.火災対策 昨年の12月27日(金)に印西クリーンセンターでは、リチュウムイオン電池が原因と思われる火災が発生しました。 その後の状況を教えてください。 ① 火災の原因について消防署の見解は出ましたか。 ② 前回の環境委員会で、この火災で組合の損害は、5月まで、832,569,100との報告を受けました。 印西クリーンセンターの火災事故に関する令和7年度の損害費用は、不燃ごみ、粗大ごみに関するもので、5,000万円を暫定計上したと3月29日の広報に載っておりました。 前回の報告では、令和7年度の5月までの不燃ごみ、粗大ごみの損害は、13,498,481円でした。今後も損害が続くということですか。不燃ごみ、粗大ごみの損害が発生しないのはいつ頃ですか。	21 ① 印西地区消防組合より情報提供がありました。質問8.(3)参照 ② 5月までの不燃ごみ、粗大ごみの損害は、13,498,481円は粗大ごみ不燃ごみの処理費用となります。前回報告以降の不燃ごみ、粗大ごみの処理費用は、10,799,833円(6月～7月)です。 建物等の損害については、新たに発生はしていません。

22.今年10月1日から始まる製品プラスチックの回収について

国は国際的取り決めで、海に漂うマイクロプラスチックを減らすために、令和6年度「プラスチック資源循環法」を立ち上げました。その目的は人間が作り上げたプラスチックは、腐敗などにより消滅せず、海に流れ出ると、波や紫外線等により細分化され5mm以下のマイクロプラスチックになり海に漂います。その量は年々増え続け、2050年には魚の量と同じくらいになると言われています。それを魚等が食べ食物連鎖により人間が食べることになります。それを防止するのが、「プラスチック資源循環法」です。

そこで、今まで一般廃棄物の焼却施設で燃やしていたプラスチックのうち製品プラスチックを燃やさずに回収し、容器包装プラスチックと一緒に処理しようというのがこの法律の目的です。当面の目標として、組合は、「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年までに70%減らす」という目標を掲げました。前回の環境委員会では組合から令和7年度後期で落札した事業者は、プラスチック製のパレットや再生プラスチック製品の原料にすると報告されました。

そこで質問します。

- ① 製品プラスチックの回収量を環境委員会でも毎回報告されていますか。
- ② 燃やすごみに含まれる製品プラスチックが少なくなれば、当然燃やすごみの低位発熱量も低下します。燃えるごみが燃えにくくなりませんか。
- ③ 梱包用の緩衝材(プチプチ)は燃えるごみでしょうか。
- ④ 国は、2050年度までにCO2を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を掲げています。将来化石燃料を使わず、植物由来の再生可能な燃料やプラスチックを使うことになると言われています。新印西クリーンセンターでその対策を検討していますか。

22

- ① 製品プラスチックは環境委員会で報告していません。
- ② 10月からの製品プラスチックの回収に伴い、燃やすごみの中のプラスチック量の減少が予想されますが、プラスチックが増える以前の状態に戻る方向であり、焼却炉の燃焼には支障が無いものと考えています。
- ③ 梱包材は、購入されたものについてくるものは資源物になり、そのものを購入した場合は、燃えるごみになります。
- ④ 新清掃工場については、排熱エネルギーを利用した高効率発電やプラント設備等の省エネルギー化により、CO2排出量を最小化する施設設計を進めています。

植物由来の再生可能な燃料やプラスチックの対策としましては、現時点で国からの指針が示されておりませんので検討は行っておりません。